

令和2年10月

## 橋本市教育委員会定例会会議録

令和2年10月20日

## 教育委員会定例会会議録

開催日時 令和2年10月20日(火) 午前9時～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席委員 教育長職務代理者 米田 恵一  
委員 田中 敬子 中尾 悦子 吉田 元信  
教育長 小林 俊治

出席職員 教育総務課長 正林 寿和 学校教育課長 森口 伸吾  
生涯学習課長 萱野 健治 中央公民館長 深本 恵里  
教育相談センター長 林 民和 教育総務課長補佐 浦 貴則  
教育総務課企画総務係長 久保田 芳弘

### 1 開式

### 2 前回会議録の承認について

### 3 会議録署名委員の指名について

### 4 報告事項

報告第1号 教育状況について

### 5 付議事項

議案第1号 橋本市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則について

議案第2号 橋本市教育委員会職員の職場におけるハラスメント防止等に関する規程について

### 6 その他

協議事項

連絡事項

開会 午前9時00分

教育長 全員お揃いですので、教育委員会10月定例会を開催したいと思います。  
最初に、前回会議録の承認について、米田委員よろしくお願ひします。

米田委員 きっかりと記載されていたと思います。

教育長 ありがとうございます。

教育長 次に、会議録署名委員の指名についてですが、10月につきましては中尾委員、  
よろしくお願ひしたいと思います。

中尾委員 はい。わかりました。

教育長 お願いします。

教育長 それでは、報告第1号 教育状況についての報告をさせていただきます。

教育長 最近の教育状況について報告します。

10月に入り、小学校7校で運動会が行われ、中学校1校と小学校3校の修学旅行が行われました。運動会につきましては天候に恵まれず、午後から開催の学校もありましたが、地域の方々のご理解とご協力、児童・生徒、教職員の頑張りでも無事開催することができました。練習時間の短縮、当日の時間の短縮や観覧者の制限等、これまでと随分形態の違う形で体育祭・運動会が行われましたが、今後、参考にすべきこともあったと校長先生から報告を受けています。要は、時間ではなく、児童・生徒が主体となって自分たちの体育祭や運動会を作り上げようとするのが大切であることが、再認識できたということだと思います。

10月17日(土)・18日(日)には伊都地方秋季新人大会も行われました。

10月中には、全ての小中学校が後期の授業になります。学校生活が徐々にではありますが、平常に戻りつつあります。しかしながら、コロナ感染は、まだまだ収束してはいません。インフルエンザ対策と併せ、感染対策をしっかりと講じながらの学校生活になります。本来ですと、この時期多くの行事が行われるはずでしたが、多くの行事が中止や形態を変えて行われます。委員各位には、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、11月6日(金)の文化賞表彰ですが、今年度は、文化奨励賞をFM橋本、羽根 和人氏、文化功労賞を辻本 徹氏に受賞していただきます。FM橋本につきましては、皆さんもご存じのとおり、地域文化の発信等、報道面でご活躍をされています。羽根 和人氏は、現在、朝日新聞大阪本社社会部長をされ、公文書改ざん問題のスクープで新聞協会賞を受賞されています。また、辻本 徹氏は長年にわたってユネスコの活動等、国際交流に尽力されています。受賞される団体・個人の

方々につきましては、今後ますますのご活躍を期待します。

本日は、付議事項2件です。よろしくお願ひ申し上げまして教育状況の報告とさせていただきます。

教育長

以上、報告が終わりました。

何かご質問ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

田中委員

私、子どもの運動会に行ってきましたので、感想だけ述べさせていただきたいと思ひます。

毎年盛大にされていて、すごくいい運動会だなと思ひて見させていただいていたのですが、今年は人数制限があり、また地域の方の参加などがなかったのですが、すごく残念には思ひましたが、例年どおりというよりは、ご報告にもあったように、生徒が主体となって、いろんなこと考へて作ってくれているのだなと思ひました。すごくいい運動会だったように思ひます。ただ、コロナの関係で親子競技等が縮小されたのは、子供たちにとってはちょっと残念だったかなと思ひますが、すごくいい運動会でよかったと思ひます。感想です。

教育長

ありがとうございます。

教育長

他にございませぬか。

吉田委員

今、教育長の報告にありましたが。運動会は同じ運動会なのですが、規模は小さいけれども生徒が主体となって運動会を作り上げるというところの再発見があったと。これは非常にいい事だと思ひます。もうちょっと具体的にどういふところを作り上げたのかをお話していただけると、もっと実感としてわかるのですが。

学校教育課長

種目自体を精選しなければならないので、まず子どもたちが、この短い半日という時間の中で、自分たちが興味を持って、どんなことを頑張ったら、一番活躍の場としてできるかというのを、おそらく先生と子どもたちが話し合っ、て、いろんな競技も考へたと思ひますので、その辺りが一番、今までずっとやってきた運動会とは違ったところかなというふうに思ひます。中学校ですと、生徒会中心でいろいろ考へていくのですが、小学校につきましても、そのように子供たちが、児童会などが中心となって、行事というのもきちんと考へていったというところに今までと違ふところがあるように思ひます。

吉田委員

具体的に種目で、こういう種目がこうだったというふうな、そういうのは表現としては難しいのですか。

学校教育課長

実際、ちょっと私も見ておりませぬので、もし委員の先生で見られた方がおられましたらよろしくお願ひします。

田中委員

私の子どもが通っている小学校では、みんなで協力してする競技というのはもう走る競技が主体となっていたので、ちょっと縮小はされていたのですが。今までは組体操とダンスが主流だったのですが、組体操の中で竹太鼓みたいなものを使ったり、あとは個々にグループでちょっと見せるような場面があったり、縮小した分、グループごとに主役になれるような感じの場면을たくさん作っていただいていたように思います。

教育長

ありがとうございます。

教育長

このコロナ禍の中で運動会をどうするかという点でいえば、これはやはり子どもたちにやらせてあげたいという先生方の願いも強くあった。子どもたちにやらせてあげたいということは、つまり子どもたちが主人公になる。その時点で、もうすでに子どもたちを主体に置いていると。これも決算委員会でも話ささせていただいたのですが、今まででしたら、見せるためにいろいろ練習する。見てもらってきれいだなとかそういうことのために練習していくというパターンだったと思うのですが。もうそういう時間がそんなにないので、子どもたちが中心になって見せるというよりも、子どもたちがやるということを中心に置いた運動会であったように思います。お話を聞かせていただいて。私も孫がおりますが、いわゆる人数制限がありましたので行けなかったのですが。子どもたちが中心になってやる、見せるというよりもそこを重点化した。子どもたちが中心になってやって、粗い競技であっても、子どもたちが一生懸命それに取り組む。子どもたちもやったという実感がありますし、見ているほうにとってもそれがとても感動を呼ぶというか、逆に感動を呼ぶということであったと。各小学校の先生に電話をさせていただいて、どうだったか聞かせていただいたら、そういう答えが一様に返ってきました。そして、各校長先生も、自分たちも大変感動したと。かなり退職に近い、それこそ田中委員がご覧になった学校の校長先生も、もう退職最後の運動会ということで、最後の運動会を迎える校長先生が小学校で5人、中学校で1人いたと思うのですが、おそらく感動の涙というのか、年のせいではないとは思いますが、そういうのを流したという話を聞かせていただいています。これはこれで、見ている人に感動を覚えていただいたのかなというふうに思います。

教育長

吉田委員、よろしいでしょうか。

吉田委員

はい。

教育長

他にございましたら、お願いします。

米田委員

とは言えども、やはりこども園なり小学校低学年の保護者の方々は自分の子どもたちやあるいはお孫さんの活躍するところはだいぶ前から期待もされて、見に行きたいなと思っておられるだろうと思うのですよね。今のやり方、土曜日が雨ならば日曜日ですか。このことによって、前もってきちんと休みをとっておられることと

思います。皆さん方のように土曜日・日曜日が休みの会社の方はこういうことはあまりぴんとこないかも知れませんが、前もって土曜日に休みを入れていたのだけど、日曜日になってしまった、どうしても休めない、そういう方々もいらっしゃると思うのです。この土曜日・日曜日というやり方は、今後もこのままでよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

学校教育課長

そういう土曜日が日曜日に順延になるということは過去にもありましたので、それはもう早くから親御さんにこういうことになりませうということ、周知はさせていただいていますので、そこらは致し方ないことかなというふうには考えておりませう。

それと、この土曜日・日曜日開催。これについても、既成概念といひませうか、そういう休みの日にしなければならぬということ、ずっと続いてきてはいるのが、今回のコロナの時も、校長先生の中には、平日開催というのも考えていた校長先生もいらっしやったように思ひませう。ただ、地域と一体となった運動会というの、やはり運動会の一歩の醍醐味だと思ひませうので、そのあたりというの、今回はそのコロナで地域の方には参加してはいただけなかったのが、やはり休みの日に開催することによって、保護者の方に子どもの成長した姿を見てはいただくという意味では、この休日に開催するといひ、そこらの意味といひのはすごく大きなものであると思ひませうので、そのあたり、やはり今後も必要かなというふうには思ひませう。スクラップアンドビルドといひのがなかなか学校には根付かなかったのが、今回コロナで、改めてやはり要るものと要らないものといひのを学校は再認識したい機会になったのかなと思ひませう。また、授業参観といひのがなかなかできなかったといひのは、親御さんに大きな不安を与えたといひのも学校から聞いてはおりますので、今回この運動会で、子どもたちのこの成長した姿を見せられたといひのは、繰り返しになりますが、すごく深い意味があつたのかなというふうには考えてはおります。以上です。

米田委員

私が申し上げたいのは、土曜日と日曜日で日曜日は予備日、土曜日有給休暇取っておつたと。でも日曜日は有給休暇を取っていないといひの方もいらっしやるでしょ。その時に土曜日が雨で日曜日に順延になったと。土曜日は有給休暇を取っているものだから、運動会がないにしても会社を休むと。ところが、日曜日は有給休暇を取ってなかったのが、会社のほうにちよつとこういう事情で休みたいといひても、いやちよつとそれは困るよ、出てきてはもらわないと困るよと。会社のその日のメンバーに入つてはいたと。そのような場合も考えられるかと思ひませう。そういうことで申し上げてはいるのですけれどもね。今の場合、日曜日のこの体制で、土曜日が中止の場合は日曜日に順延と。土曜日・日曜日に働いてはいる方もいらっしやるのかなと思つたのが。皆さん方のように土曜日・日曜日が休みの方ばかりではないですからね。今のやり方でもいいのかどうかと思ひませう。それとまたもう一つそのような影響をもって、この日曜日、例えばあやの台小学校なんかもそうでしたよね。そこの方々は、土曜日・日曜日がお休みの方が多いかもわかりませうが。日曜日、そんなこんなで行きたくても行けなかった方もやはりいらっしやったのかなと

思いまして、ちょっとお伺い申し上げたところでございます。

教育長

はい、わかりました。

ただ、各学校、コロナ禍における運動会の実施についてということで、いろんなことに配慮して学校運動会をします。その時に、土曜日が雨の場合はどうするのかというのが自分たちもよくあることで、5～6日雨が続く場合もあるので、“土曜日が雨の場合は日曜日にやります。でも、日曜日も雨の場合は、もう月曜日は休んで火曜日にやります。月曜日も火曜日も雨の場合は、水曜日にやります。この時は、お弁当を持ってきてください。”というふうな、一定の日程をもうすでに保護者の方にお渡しして取り組んでいますので、混乱というのは今のところは聞いてないのですが。土曜日が雨の場合は、やはり日曜日というふうになるのかなと思います。ただ、日曜日が雨の場合は大変困るので、もう土曜日・日曜日、学校へ登校させている場合もありますし、例えば土曜日が雨の場合は、もう土曜日は休みにして、そして日曜日に運動会をやりますよというパターンで示している学校もあります。土曜日が雨でややこしい場合は学校へ来て、日曜日に運動会をやって、月曜日は休みますよとか、たくさんのパターンがありますので、それを表にまとめてお知らせしているというのが状況だと思うのですが、今のところ大きな混乱はなかったと思っています。ただ、学校教育課長がお話さしていただいたように、今回の運動会を教訓にして来年度に生かしていく必要があるかなと思っていますので、また校長会でいろいろ協議していきたいと思っています。

田中委員

米田委員のご質問について、私が保護者として思うことです。

確かにサービス業などは、土曜日・日曜日の連休というのはすごく辛いところがあります。ただ、子どもたちの気持ちの持続を考えると、やはりその次の日のほうが、子どものことを思ったらいいのかなと親としては感じます。あと、お弁当がある場合、材料を買ってあるので、次の日のお弁当のほうが有難いというのがあります。

米田委員

一週間先よりは。

田中委員

そうですね。

また、例えば、遠くからおばあちゃんが泊まりに来ているという場合などは、次の日のほうが有難いこともあるかなと思います。

ただ、先ほどおっしゃっていたように、“この場合はこうで、この場合はこうです。”というふうに、早い目に予定表をいただいているので、お母さんがお仕事でちょっと無理な場合はおばあちゃんに代わりに行ってもらうとか、事前に段取りというのはしやすいのかなというのを感じます。

米田委員

台所事情というのが、いろいろとあるわけですね。

田中委員

はい。

米田委員

わかりました。

教育長

他にございませんか。

教育長

ないようでしたら、報告事項はここで終わらせていただきます。

教育長

続きまして、付議事項に入らせていただきます。

議案第1号 橋本市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

教育総務課長

私のほうから説明させていただきます。

お手元のA4横長の資料をご覧ください。右側が改正前、それから左側が改正後ということで、改正した部分について下線を引いております。主なところを順番に説明させていただきます。

まず、第1条 趣旨。この当該規則の元となる規則を受けて制定する旨の趣旨を新たに明記しました。続いて第2条 傍聴の手続きと、第3条 傍聴人の定員です。これは実態に即した形に変更するため、このような形をとっております。それから、次に第4条 傍聴の制限です。会議は公開することが原則であり、傍聴は許可制とすることがふさわしくないと判断するためです。1枚めくっていただきまして、第5条 傍聴人の守るべき事項です。これも実態にそぐわない事項を削除いたしました。第6条 写真、映画等の撮影及び録音の廃止です。これは、機器の進化により容易に撮影録音が可能となったことを受けて、教育委員会の目的に反してむやみに会議の様子が流出することを防止するためです。それから第7条 秘密会での退場を明記するためです。

基本的には、これは橋本市議会の委員会の傍聴規程に倣った形で、長年改正等ができてなかった部分を実態に即す形で改善させていただくというような趣旨であります。以上です。

教育長

説明が終わりました。

このことについて、ご質問ご意見はございませんか。

吉田委員

市議会の規則に則ってということですが、第4条の、今まで“禁止事項”というところが、今回“傍聴人の守るべき事項”ということでは書かれています。これは、今までのままだでもよいのではと思ったりもするのですが、あえてこのような形を採らないといけないのですか。それから、例えば第6条を今までの第4条の中に組み入れるというような形のことも可能かなと思うのですが。あと、続けて聞かせていただければ、第7条に書かれている“秘密会”というのは、表現としてはよろしいのですか。非公開の会議とか。ちょっとそのあたりを教えていただければと思います。

教育総務課長

“守るべき事項”と“制限”、“禁止事項”というのを“守るべき事項”に変えて



います。その大きな意味合いとしたら、6条にあるところの“写真、映画等の撮影、録音等の禁止”という禁止する事項を一つここに持ってくるという構成のために、あえてこのような形をとらせていただきました。委員がおっしゃるように中に組み込むという形でもよかったのですが、市議会の委員会の傍聴規程の造りがこうだったものですから、これにちょっと倣わせていただいたようなところですよ。

それから、7条の“秘密会”という表現ですが、委員がおっしゃるような表現でも問題はないかと思いますが、基本的にこれも“秘密会”という言葉が市議会のそういう使い文句というか、それに倣った形でさせていただきました。

吉田委員                    ちょっとよくわかっていないのですが。“秘密会”というのは、公的なこういう規則の中での表現としては、よく使われるものなのですか。

教育総務課長                はい。議会のほうで、この言葉は出ておりますので。

吉田委員                    そうですか。

教育長                      よろしいですか。

吉田委員                    はい、わかりました。

教育長                      他にございませんか。

米田委員                    禁止事項を守って入るのでしようけれども、それこそばれないようにここに書いてある6条のようなことをもし万が一やったのが発覚したという場合に、その場退場だけで済むのですか。例えばスマホの中に当然写真も入っている場合など、いろんなケースがありますよね。

教育総務課長                この規則の中で、これを犯した人は懲役何年あるいは罰金いくらにするというようなことを掲げるべき趣旨の規則ではないと認識しています。ただ、実際にそれがわからないようにされて、メディア等で流出したとなれば、この規則に基づくところではないのですが、その事実に関して、やった人に対して何がしかの追求といいますか、そういうことはやっていかないといけないだろうなと思いますが。それは何々法に基づくとか、この規則に基づいてこうですよということではないと思います。

教育長                      よろしいですか。

米田委員                    はい。

教育長                      他にございませんか。

教育長 議案第1号について、ご異議等ございませんでしょうか。

教育長 はい。異議なしと認めますので、議案第1号は原案の通り決することになりました。

教育長 続きまして、議案第2号 橋本市教育委員会職員の職場におけるハラスメント防止等に関する規程についてを議題とします。

教育総務課長 私からこれも説明させていただきます。

新しくこの規程を制定する理由ですが、各種のハラスメント防止に向けて、橋本市が全庁的に取り組むという動きがあります。それが、任命権者ごとに当該規程を制定せよということでもありますので、市長部局は市長部局で、教育委員会は教育委員会で、病院は病院でというような形で制定していくという一つの流れに基づいて制定するものです。

ちょっと説明が長くなると思うのですが、第1条から順番に粗方説明させていただきます。

まず、第1条には目的です。ハラスメントを防止するために云々という目的を書いてあります。それから、第2条には定義。この訓令における用語の定義。職員、職場、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、それから、妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメント、その他のハラスメント、それから7番目に、ハラスメントに起因する問題ということで、この規程に係る文言の定義を第2条でしています。第3条には教育長の責務です。教育長は、問題が生じた場合においては、職員が望まれる対応について指針を定めましょうということです。第4条 管理監督者の責務。管理監督者というのは、職員の所属長あるいは係長もそうなのですけれども、自分の下の職員を管理監督する立場にあるものということです。それから、第5条には職員の責務。ハラスメントをしてはいけませんというようなことです。第6条には研修を実施しますということ。第7条には苦情相談への対応。第8条には相談員ということで、そういうことがあったときに相談を聞いてくれる人をあらかじめ決めておくということです。これはまだ、どの立場何人ぐらいというのは、今検討中です。それから、資料をめぐっていただきまして、第9条に報告。こういうことがあったということであれば、教育部長に報告するというのと、第10条にはプライバシーの保護ということで、いろいろこれやっっていく中でプライバシーは守らないといけないよというようなことがあります。

基本的に、先ほど申し上げたとおり、市長部局でも同様の規程を設けております。それに倣う形で、必要な箇所を教育委員会バージョンに修正を加えて、今回挙げさせていただいたようなところであります。以上です。

教育長 説明が終わりました。

何かご質問ご意見はございませんか。

中尾委員 これを作られた理由を先ほどおっしゃってくださったのですが、橋本市として、

今までこういう規程はなかったのですか。先ほどご説明いただいたときに、今までなかったのだと、ちょっと驚いたわけなのですけども。各市長部局とかそういうことではなく、橋本市の職員全体を守る上でのこういう規則といいますか、そういうのは今までなかったのかどうかをちょっとお聞きしたいのですが。

教育総務課長　　すでに、市長部局ではありました。教育委員会には、独自のものはありませんでした。古くから言われていたのがセクシャルハラスメント。それにパワハラというようなことが最近いろいろ、最近と言いましても2年ほど経ちますが、そういうことが取りざたされるようになってきて、それで市長部局の職員課のほうでも、そういうものを加味した、セクハラだけではなくて他のハラスメントも加味したような形で改正するようと、確か今年の6月ぐらいにお話があったと思います。決して役所の職員に対してそういう規程がなかったのかといえば、ありました。しかし、教育委員会独自のものはなかったので、今回の指針として、任命権者ごとに作りなさいというような大きな流れがありましたので、改めて今回付議させていただいたというようなところです。

中尾委員　　ありがとうございました。

教育長　　他にございませんか。

田中委員　　市のほうと教育委員会で別々にこういったものを作られていて、相談役もこちらをこちらで指名するというような形なのですが、同じところに相談役がいると、なかなか相談しにくいということは反対にないのかなと思ったので、ちょっとご質問させていただきます。

教育総務課長　　今おっしゃったことにつきましては、すみません、ちょっとパツと出てこないのですが。例えば、教育委員会内でハラスメントを受けましたという、そういうことが起こったら、市長部局の相談員に対しても相談できるような、そういう連携というような造りには一応なっております。逆もしかりです。相談員に誰がなるのは今考え中だというのを私申し上げたのですが、仮に、大体、私、教育総務課長が当たるべきなのだろうなということと、あとは、自分の好む性の相談員に相談を求めることができるというようなことになっているので、女性の方が女性の相談員に相談したいというようなときも、それにできるだけそぐうような形で対応していきなさいというような内容です。それが、仮に私は女性ではありませんから、市長部局とも相談して、相談を聞いてあげてくださいとか、そういうこともできるようになっています。すみません。指針というのが二つ、中に言葉として出ているのですが、お手元に資料として付けるのを忘れておまして。指針を定めるということがあって、一つはハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針です。もう一つは、ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針ということで、二つこの中に出てくる指針というのが別にもう定めてありますので、そこらに今私申し上げたようなことが、書いてありま

すので。申し訳ありません。おちどでありまして、これまた改めて添付をお配りさせていただくようにします。

教育長                    よろしいですか。

教育長                    他にございませんか。

吉田委員                今、田中委員が言われたように、相談員についてはやはりその同じ部局ではなくて、市全体の中で、こういうハラスメントに対して当たる相談員を配置すべきではないかなというふうには私も思いますね。というのは、やはり、部局内ではなかなか相談しにくいというのと、身近な形というより、ある程度そういう規則も対処方法も心得た人間が相談員として当たらないと、なかなか問題解決というのは難しいように思うので、その辺り市全体としてはどういうふう考えられているのかなと、むしろ、そのあたりは危惧しますね。こういう形については。

あと一つ、付け加えてお聞きしたのですが、第11条についてです。“必要な事項は別に定める”というのは、これは、新たに必要な事項が出てきたときの対応のために、この第11条は付いているのですか。

教育総務課長            はい。そのように理解しています。

教育長                    相談員については、一定、今のご意見もお伺いして、それに合うように自分たちも協議していくということでもよろしいですか。

教育総務課長            おっしゃるように、相談員についてはなかなかデリケートなところなので、市長部局とも相談しながら、どんな形が良いのかというのは詰めていきたいと思えます。

吉田委員                わかりました。

教育長                    他にございませんか。

米田委員                確認ですけれども。第8条の相談員は、まずは教育委員会内に当然何名か置かれるということなのでしょうけれど、もう一つ、2項に書いてありように、“相談員は、他の任命権者に所属する職員の苦情相談を受けることができるものとする。”というのは、他の部局においてもこの文言は同じようにここに書かれているわけですか。

教育総務課長            市長部局の規程にも同様に記載があります。

教育長                    よろしいですか。

教育長 他にございませんか。

教育長 それでは、議案第2号についてご異議ございませんか。

教育長 よろしいですか。

教育長 異議なきものとして、議案第2号、原案の通り決することになりました。

教育長 これで付議事項を終わらせていただきます。

教育長 6 その他、協議事項に入らせていただきます。  
事務局のほうで何かございませんか。

教育長 それでは、委員の皆さんのほうで何かありましたらよろしくお願ひします。

教育長 特にないようですので、続いて連絡事項に入らせていただきます。  
事務局のほうで、連絡事項ございますか。

生涯学習課長 少し連絡させていただきます。

まず、お手元のほうに、令和2年度の橋本市文化表彰の受賞者の方の名簿をお配りさせていただいています。案内は送らせてもらっていると思います。プロフィールを冊子にして別にお渡しするのですが、参考にといいことで付けさせていただきましたので、またご覧いただきたいと思います。なお、表彰式につきましては、もちろんご案内させてもらっているのですが、コロナの状況下でありますので、遠慮したいということであれば、ご遠慮なくお申し出いただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

それと、ちょっと続けて連絡させていただきます。宣伝になるのですが、紀の国わかやま文化祭2021ということで、この程国民文化祭のこういったパンフレットが完成しました。橋本市のほうにおいても、分野別交流事業の肝煎りのところで、地域文化発信事業で狂言と伊都で行う太鼓、障がい者の交流事業等を載せております。またご覧になっていただいて、宣伝等していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと橋本市民総合文化祭が10月30日（金）から11月1日（日）に開かれます。例年と違ひまして、コロナに配慮した形で発表等はいりませんが、展示を中心に開催したいと考えております。ご覧になっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

教育長 報告が終わりまりました。三点あったと思います。

まず一点目の文化表彰なのですが、この時期でもありますし、もし欠席の場合は遠慮なくおっしゃっていただけたらと思っています。辻本 徹さん。それから羽根和人さん、この方はあまりご存じないと思うのですが、橋本出身で、今日は火曜日

です。毎週火曜日に6チャンネルで出ておられるのですが、いわゆる公文書改ざんのスクープということで、大賞をいただいたという方です。それからFM橋本さんについては、もうご存じのとおり、文化発信また災害時の情報発信等、いろいろな形で市にお力をいただいていますので、この二人の方と一つの団体を表彰させていただくということで、表彰委員会で決めて、市長の決裁をいただいています。よろしくお願いします。

それから、国民文化祭。これについても見ておいてください。来年の10月から11月にかけて、県内で行われます。橋本市でも開催されます。

それから、市民総合文化祭については、形をちょっと変えてやるということです。

この三点のことについて、何かご質問ご意見ございますか。

米田委員

この紀の国わかやま文化祭2021の橋本市の会場が、高野口の橋本市産業文化会館アザレアになっています。現状、教育文化会館がかなり老朽化しておるということで、橋本市のそういったイベントものは、産業文化会館に集約していこうではないかということとなれば、駐車場のね。昨日もシティセールス推進課から、大畑才蔵のシンポジウムがあるので駐車場を貸してほしいと電話がかかってきました。いかんせん、あの駐車場ではいろんな物事をやろうと思っても、なかなか回らない。

教育文化会館は、今後どうしていくつもりなのか。あと、産業文化会館の駐車場は現状このままでいいのかどうか。この二点をちょっとお伺い申し上げたいです。

生涯学習課長

いわゆるシビックゾーンと呼ばれるこの辺のあたりの計画なのですが、実は今の長期総合計画にはその記載がなくて、次期長期総合計画に乗せていくということで、政策企画課を中心に、全庁的に考えていくというふうに聞いておまして、今のところ、市の案というのは具体的にはありません。ですので、市役所の庁舎とか市民会館をどうするか、教育文化会館をどうするか、図書館をどうするかも含めて、次期の長期総合計画に乗るような形でこれから検討を進めていくのかなという、今のところそういったイメージです。

米田委員

もう一つ。産業文化会館アザレアの駐車場はあれでよいのですか。

中央公民館長

今のところは、あのままでいきたいとは思っているのですが、今、生涯学習課長が話したみたいに、シビックゾーンということで長期計画のほうへいきましたので、それまでは維持という形になっております。それまでに、ちょっと周りにも駐車場がありませんので、このままいく方法しかないのかなとは思っております。

米田委員

もったいないのでね。工事も時間がかかるでしょうから、立体駐車場といきなり言ってもなかなか無理でしょうけども。今のところ、せっかくいい会場があるのに、駐車場がないがためにちょっと二の足を踏んでいると。今度の紀の国わかやま

文化祭は比較的マイナーかも知れませんが、もっともっと大きな催物等がそこで催される計画があった時に、どうしても駐車場の問題で他のところを考えてみようかなとかいうことが皆さんの頭を少しでもよぎるようであれば、もったいないなと思いましたので。

教育長

ありがとうございます。

また検討をしていくということで。あまりにも人数が多いときは、今まででしたら、高野口小学校の運動場を使わせていただくとか、そういう形をとってきまされたけども、今後考えていくということになるかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

教育長

他にございませんか。

田中委員

すみません。どこに当てはめたらいいのかわからないので、今ちょっと疑問に思っていることを二点言わせてもらってもいいですか。

教育長

はい、どうぞ。

田中委員

10月号の広報に、紀見地区の公設公営のこども園が今後できる予定のようなことが書かれてあったように思います。別に今日のご答弁していただくことはないのですが、今どういうふうになっているのかというのを、次回大まかなお話でいいので教えていただけたらと思います。

もう一点が、本当か噂かちょっとわからないのですが、適正配置というか高校の数が減るかもしれないという、そういったお話も出ているように思います。そういったお話が出ているときに、例えば、現場の中学校の意見などがそういったところに、要望というか意見をちゃんと聞いていただけるような場がきちんとあるのかなと少し思ったので、ご質問だけさせていただきます。

教育長

まず一点目についてですが、私も会議に出ていますので。北部地域戦略会議という会議をしています。その中の一つに、公民館とか郷土資料館とか、それから今、公設公営のこども園。公設公営のこども園についてはどこがいいのかということで、6ヶ所ほどに候補地を絞っています。一番いいところはどこだろうということで協議をしています。例えば、境原幼稚園をという案。それから柱本幼稚園をという案。それから、新しい土地に新しいこども園を。それから運動公園のところで作ってはどうかとか。今、かなり協議をしているところです。例えば、下水が通っているとか、それから周辺の状況も含めて、近隣の状況も含めて、慎重に検討して、令和6年だったですかね。令和6年に、新しい公設公営のこども園を作りたいという構想が立てられました。もう少し議論を進めて決まった時に、こども課長にまた来ていただいて、説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

それから、高校の再編成については、これはおそらく必要だろうなと思っております。

特にこの伊都地方は、紀の川高校があったときは、各駅停車に高校があるという非常に珍しい地域で、紀伊山田駅から始まって、高野口駅にもあり、橋本駅にもあり、中飯降駅にもあり、全部の駅に高校があったと。今、紀の川高校が廃校になり、妙寺駅には高校が無くなったのですが、再編していく時期は来るだろうなど。今、検討委員会をしています。私は入っていませんが、市町村の教育長も入って、それから市小中学校の代表も入って、それから保護者の代表も入って、いろいろ意見を出し合っているところです。将来的には、もうちょっとはっきりしたビジョンが見えてくるのかなど。教職員、それから教育委員会関係、それから県教育委員会関係、それから保護者関係、こういう方々が入って、喧々諤々と今議論を進めているところです。また、詳細がわかりましたら、お話をさせていただきます。

まずはよろしいですか。

田中委員

はい。

教育長

他にございませんか。

中尾委員

紀の国わかやま文化祭を盛り上げて欲しいと以前お願いしてあったと思うのですが、本当に今最近、ポスター、それから封筒にも宣伝を入れてくださってあって、いろんな形で盛り上げてくださる努力をしてくださっているのかなと感謝しております。

教育長

他にございませんか。

教育総務課長補佐

次回、令和2年11月の定例会の日程ですが、令和2年11月25日（水）午前9時から開催させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

教育長

11月25日（水）開催ということです。よろしいですか。資料につきましては、またその前に送らせていただきますので、よろしくをお願いします。

教育長

それでは、他にないようですので、これをもって教育委員会10月定例会を閉会とさせていただきます。

本日大変ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

（午前10時15分）

署 名 委 員



